

---

工 賃 規 定

---

社会福祉法人三活会  
わくわくスタジオ

第 1 条（目的及び適応範囲）

第 2 条（工賃の支払い方法）

第 3 条（工賃の計算期間及び支払期日）

第 4 条（工賃の算定及び決定）

第 5 条（工賃の単位）

第 6 条（諸帳簿）

第 7 条（その他条項）

附則

# わくわくスタジオ 工賃規定

## 第1条（目的及び適応範囲）

この規定は、社会福祉法人三活会が運営する「わくわくスタジオ」が行う障害者総合支援法に基づく指定就労継続支援B型事業の利用者に対し支給する工賃について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（工賃の支払い方法）

工賃は直接利用者に対し通貨でその全額を支払い、同封の領収書に本人の捺印後、事業所に提出することを確認する。ただし、本人が領収書に捺印することが困難である場合には、代理人が捺印することができる。

## 第3条（工賃の計算期間及び支払期日）

工賃は毎月1回、1日から末日までの分を翌月5日に支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は、その後日の出勤日に支払う。また、出勤の都合でやむを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることができる。

## 第4条（工賃の算定及び決定）

工賃は、原則として障害者総合支援法の定めるところにより、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額とする。

2 工賃の算定は下表のとおりとする。

	1日	半日（2時間以上）
基本工賃	100円	50円
作業工賃	各作業ごとに算出された1日あたりの金額を最大得点で除したものに判定会議で審議・決定した個人の評価を乗じた額	左記金額の100分の50の額

3 作業工賃は、業務委託費等の収入により変動することもある。

4 判定会議は原則として年2回（4月と10月）行う。ただし、新規利用者の

場合、通所後の環境の変化、緊張等を考慮し、本来の力を十分に発揮できないことが予想される為、別途評価が必要となる。その為原則として3ヶ月目、6ヶ月目にそれぞれ判定会議を行い、6ヶ月目の最終評価をもって基本工賃に反映することとする。

- 5 管理者の判断により、利用者の生産作業の変化、又、評価に変更が生じた場合、日程の不具合等、より良い形での判定会議が不能な場合は、判定会議の先送り、又は前項以外の形で判定会議を行うことができる。

#### 第5条（工賃の単位）

工賃の単位は「円」とし、円未満の場合は切り捨てる。

#### 第6条（諸帳簿）

工賃の支給状況等を常に明確にするため、次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 工賃支給原簿（様式1）
- (2) 作業出勤簿（様式2）
- (3) 作業評価表（様式3、様式4）

#### 第7条（その他条項）

この規定に定めるものの他、工賃に係る事項は、職員会議等で検討し、事業所管理者の承認を得て定めるものとする。

#### 附則

1. この規則は、平成30年10月1日から施行する。